

2012年度馬場財団国際理解教育人材養成奨学金募集・推薦要項

財団法人 日本国際教育支援協会

財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」という。）では、国際教育交流馬場財団の残余財産を承継する支援により、馬場財団国際理解教育人材養成奨学金（以下「奨学金」という。）の受給者を下記により募集する。

記

1. 目的

この奨学金は、初等中等教育の外国語、社会及び地理歴史の教師として教職課程を受講しており、卒業後は初等中等学校の教師を目指している学生で、将来教師としてわが国の国際教育交流、国際理解教育の促進を担い、留学した経験等を活かして、生徒に諸外国との相互理解をより一層深めることに意欲を持つ学生を対象として、海外留学のために支援を行うことを目的とする。

2. 奨学金の提供者及び提供の趣旨

財団法人国際教育交流馬場財団（以下「本財団」という。）は、本協会の奨学金制度に残余財産の全額を寄付することにより、本財団の基本方針である、自治体レベル、学校レベルの国際教育交流、国際理解教育を推進するための人材を長期的に育成していくため、冠奨学金を立ち上げられることとして、資金提供されたものである。

3. 応募資格

応募することができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 大学学部3年以上又は大学院修士課程に在籍する正規学生で、教職課程で外国語、社会及び地理歴史の中学校又は高等学校の教師を目指している者（大学は指定校制とする）
- (2) 教職を目指すために3ヶ月以上6ヶ月以内の海外留学を計画している者
- (3) 在籍する大学の長の推薦を受けることができる者

4. 採用人数

2012年度の採用人員は8名程度とする。うち概ね3ヶ月程度の留学計画の申請者を4名程度、6ヶ月程度の留学計画申請者を4名程度採用する。

5. 奨学金の内容

航空賃（成田から留学先主要都市間）及び1ヶ月10万円の奨学金（留学月数）

6. 奨学金の支給期日

2012年4月1日～2013年3月31日のうち3ヶ月以上6ヶ月以内

7. 推薦方法

- (1) 奨学金を受けようとする者（以下「応募者」という。）は、所定の様式による願書を、在籍する大学を通じて、本協会理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、応募者が3に掲げる応募資格に該当するとともに、学業・人物とも優秀で、将来教職を目指す認められる者について、8に掲げる推薦書類を、理事長に提出するものとする。なお、推薦人数については、依頼文に示した範囲

とする。

8. 推薦書類

- (1) 願書（別紙様式1。日本語で記載されたものに限る。） 1通
- (2) 応募者の写真（最近6か月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。） 1葉
- (3) 大学の長による推薦書類（別紙様式2）（注）推薦理由は、指導教官が記入すること。

9. 推薦書類の提出期限

2012年2月1日（水）まで（到着分まで）とする。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類が不備な場合は、受理しないことがある。また、提出書類は一切返却しない。

10. 選考及び結果の通知

理事長は、7の（2）により推薦された者について、選考委員会を設け選考を行い、受給者を決定する。採用者には、在籍大学を通じて通知する。

11. 奨学金の支給

奨学金は、別に定める方法により、在籍大学を通じて2012年3月中に支給する。

12. 注意事項

- (1) 受給者は、奨学金の返還義務を伴わない。
ただし、留学期間を本人の都合より奨学期間より短縮した場合には、短縮が1ヶ月以上の場合には短縮月数に応じて大学を通じて返金するものとする。
- (2) 受給者が、次のアからイのいずれか一つに該当した場合には、受給決定が取り消される。
ア.推薦書類の記載事項に虚偽が発見された場合
イ.この要項の定める事項に該当しなくなった場合
- (3) 受給者が奨学金の採用決定以降に、次のアからイのいずれか一つに該当した場合には、奨学金の返還を求めることがある。
ア.大学において懲戒処分を受けたり、学業成績が著しく不良であったり、受給決定の際に通知する事項を遵守しない場合。
イ.大学を成績不良により留年した場合
- (4) 受給者は、在籍大学を通じて理事長に留学終了後、留学中の学習・研究の成果を別に定める様式で提出しなければならない。

13. 個人情報の取扱い

奨学金の推薦書類に記載された個人情報は、本制度のため利用され、その他の目的には利用されません。

14. 推薦書類の提出先・問い合わせ先

財団法人日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課
〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29
TEL:03-5454-5274、FAX:03-5454-5232、E-mail:ix@jees.or.jp